大個審第　　　号

（建議第　号）

令和　年　月　日

　大阪府知事　様

大阪府個人情報保護審議会

会長 　長谷川　佳彦

住民基本台帳ネットワークシステムの運用に係る定期的な報告の廃止について（建議）

大阪府個人情報保護条例（平成８年大阪府条例第２号。以下「条例」という。）は、憲法が保障する「個人の尊厳」、「基本的人権の尊重」を基本理念とし、高度情報化社会において、広く個人情報の保護を図ることが個人の尊厳を保つ上で重要な意義を有するものであるという認識に立って制定されたものであり、府及び大阪府個人情報保護審議会（以下「本審議会」という。）はその実現に向けて、これまで、個人情報の保護に関する様々な方策について、鋭意その推進に努めてきたところである。

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の運用開始にあたり、個人情報保護関連法が施行されていないなど、国の個人情報保護制度の整備が不十分な状況であったことから、本審議会は平成14年７月30日付建議第４号及び平成15年８月19日付建議第５号において、実施機関に対し、住基ネットの運用状況等について、定期的に報告することを求めた。

現在では「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）等が整備され、一定期間経過しており、国の個人情報保護制度が確立された状況であることに加え、建議第４号及び第５号に基づく実施機関からの報告によると、住基ネットは運用開始から現在まで、情報漏えいや不正利用等がなく、安定的に運用されているものと認められる。また、最高裁判所においても、住基ネットの技術上・法制度上の安全性を認め、個人情報が漏えいする具体的な危険はない旨の判決（平成20年３月６日最高裁判決）が出されている。

以上より、住基ネットの運用にかかる定期的な報告を廃止しても差し支えないと認められるため、条例第57条第１項の規定により、その廃止を建議する。

なお、実施機関においては、本人確認情報の保護のため、引き続き十分なセキュリティ対策を行うとともに、条例の趣旨に鑑み、必要と認められる場合は、本審議会へ報告する等の措置を講じられたい。